

## 3 日常生活援助

### 1 障がい児入所支援

#### 1. 福祉型障がい児入所施設

障がい児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障がい児に対して行われる保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与を受けるもの。

#### 2. 医療型障がい児入所施設

障がい児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障がい児に対して行われる保護、日常生活の指導、自活に必要な知識技能の付与及び治療を受けるもの。

#### 3. 対象

障がい児

※医療型障がい児入所施設は知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児が対象

#### 4. 費用負担

基本1割負担。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月あたりの負担に上限が設定され、さらに資産等の状況による減免あり。別途食費等実費負担あり。

#### 5. 窓口

児童相談所、子ども総合センター（北九州市）、こども総合相談センター（福岡市）

#### 6. 根拠法令・通知

児童福祉法第24条の2、児童福祉法第24条の20

### 2 障がい児通所支援

#### 1. 児童発達支援

児童発達支援センターその他の施設に通って、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の提供を受けるもの。

※児童発達支援センター：障がい児を日々保護者の下から通わせて日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とする児童福祉施設（児童福祉法第43条第1号）

#### 2. 医療型児童発達支援

肢体不自由児が、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通って、児童発達支援及び治療の提供を受けるもの。

※医療型児童発達支援センター：障がい児を日々保護者の下から通わせて日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする児童福祉施設（児童福祉法第43条第2号）

※指定医療機関：独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの（児童福祉法第6条の2の2第3号）

#### 3. 放課後等デイサービス

小中学校等に就学している障がい児が、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の提供を受けるもの。

#### 4. 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児又は今後利用する予定の障がい児に対して、障がい児が通う施設を支援員等が訪問して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供し保育所等の安定した利用を促進するもの。

#### 5. 対象

障がい児

#### 6. 費用負担

基本1割負担。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月あたりの負担に上限が設定され、さらに資産等の状況による減免あり。別途食費等実費負担あり。

#### 7. 窓口

市町村障がい福祉担当課

北九州市：各区役所保健福祉課

福岡市：1、2はこども総合相談センター、3は各区保健福祉センター、4は就学児については各区保健福祉センター、未就学児についてはこども総合相談センター

#### 8. 根拠法令・通知

児童福祉法第21条の5の3

### 3 障がい児等療育支援事業

#### 1. 内容

在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ること等を目的としたもの。

#### 2. 対象

地域で生活する障がい児・者

#### 3. 窓口

各障がい児等療育支援事業実施施設

#### 4. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第78条

地域生活支援事業等の実施について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### 4 医療型短期入所（レスパイトケア）

#### 1. 内容

在宅の重症心身障がい児者等の介護を行う者が病気などの理由によって家庭における介護を行うことが困難になった場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を行う。

#### 2. 対象

遷延性意識障がい児者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者、重症心身障がい児者及び医療的ケアスコアが16点以上である障がい

児者等

### 3. 費用

原則1割負担。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限が設定され、サービスに要した費用の1割相当額が上限額より低い場合は、その額を負担する。別途食費等実費負担あり。

### 4. 窓口

市町村障がい福祉課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター（福岡市）

### 5. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第5条第8項

## 5 居宅介護事業等

### 1. 内容

ホームヘルパーを各世帯に派遣し、家事や介護または相談、助言などを行う制度。市町村が実施主体になり行っており、形態や内容は多少異なってくる。ホームヘルパーの種類としては身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者・障がい児に対するホームヘルパーがある。

### 2. 対象

日常生活を営むことに支障のある身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等対象者、障がい児※ただし、障がい者は、障害支援区分において1以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）であること。

### 3. 負担額

原則1割。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限が設定され、サービスに要した費用の1割相当額が上限額より低い場合は、その額を負担する。

### 4. 窓口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター（福岡市）

### 5. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第5条第2項

## 6 短期入所（ショートステイ）

### 1. 内容

在宅の障がい者（児）等の介護を行う者が病気などの理由によって家庭における介護を行うことが困難になった場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う制度。

### 2. 対象

障害支援区分1以上の障がい者

障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

### 3. 費用負担

原則1割負担。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限が設定され、サービスに要した費用の1割相当額が上限額より低い場合は、その額を負担する。

別途食費等実費負担あり。

### 4. 窓口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター（福岡市）

### 5. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第5条第8項

## 7 共同生活援助（グループホーム）

### 1. 内容

一人で生活するには不安がある方のために、グループホーム（地域にある住宅）で世話人や生活支援員（障がい支援区分3以上の場合）が日常生活上の相談や、入浴・排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

#### (1) 外部サービス利用型

外部の居宅介護事業者と連携する等により必要な援助を行う。

#### (2) 介護サービス包括型

当該事業所が必要な援助を行う。

### 2. 対象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病者

※65歳以上の身体障がい者については、65歳になる前に障がい福祉サービスを利用していた者に限る。

### 3. 費用負担

それぞれのグループホームにより異なる。原則1割負担。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限が設定される。別途食費や家賃等実費負担あり。

なお、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の利用者については、平成23年10月より家賃補助制度が設けられている（月1万円を上限として、実際に負担する額を支給）。

### 4. 窓口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター（福岡市）

### 5. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第5条第17項

## 8 重度障がい者等包括支援事業

### 1. 内容

常時介護を要する障がいのある者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者に対して、身体介護、家事援助等の居宅介護（重度訪問介護）、短期入所、生活介護等の各種サービスを包括的に提供するもので、週を単位として介護計画を組み、サービスの提供に関して、重度障がい者等包括支援事業者として受給者証に記載される事業者が、自ら或いは委託により総合的に提供する事業。

### 2. 対象（判定基準次項）

障がい支援区分6（障がい児については区分6に相当する者とする。）で、意思の疎通に著しい困難を伴う者であって、下記のいずれかに該当する者（主たる対象）

(1) 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいのある者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある者（Ⅰ類型）（筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害等）

イ 最重度知的障がいのある者（Ⅱ類型）

(2) 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）（強度行動障がい等）

### 3. 費用負担

原則1割負担。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限が設定され、サービスに要した費用の1割相当額が上限額より低い場合は、その額を負担する。

### 4. 窓 口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター（福岡市）

### 5. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第5条第9項

## 9 障がい者共同作業所

（北九州市：障害者小規模共同作業所）

### 1. 内 容

地域における障がいのある方の社会参加の促進を目的に作業訓練及び生活指導を行う。

### 2. 対 象

身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方・難病患者

### 3. 費用負担

それぞれの作業所により異なる。

### 4. 相談窓口

市及び各作業所

## 10 日常生活用具給付等事業

### 1. 内 容

日常生活上の便宜を図るため、障がいのある方、障がいのある児童、難病患者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する制度。

給付内容は、市町村や障がいの程度により異なる。（別表参照）

### 2. 対 象

市町村により異なる

### 3. 費用負担

市町村により異なる

### 4. 窓 口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター（福岡市）

### 5. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第77条第1項第6号

日常生活用具参考例 【127～132頁 No.11 参照】

（各市町村により給付内容が異なります）

種 目		対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい 難病患者等（入浴担架を除く）
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす（児のみ） （北九州市は無し）	
自立生活支援用具	訓練用ベッド（児のみ） （北九州市は無し）	下肢又は体幹機能障がい 難病患者等
	入浴補助用具	
	便器	難病患者等
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい 難病患者等（頭部保護帽除く） 療育手帳 A（頭部保護帽のみ）
	T字状・棒状のつえ	
	移動・移乗支援用具	
	特殊便器	上肢機能障がい 難病患者等 療育手帳 A
	火災警報器	障がい種別に関わらず 火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障がい
歩行時間延長信号機用 小型送信機		
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい
視覚障がい者用体重計		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい
	情報・通信支援用具※	上肢機能障がい又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい
	点字器	視覚障がい
	点字タイプライター	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	

	視覚障がい者用活字文書 読上げ装置	
	視覚障がい者用拡大読書 器	
	視覚障がい者用時計	
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい
	聴覚障がい者用情報受信 装置	
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話（貸与） （福岡市は無し・福祉電話 等貸与事業で対応） （北九州市は無し）	聴覚障がい又は外出困 難
	ファックス（貸与） （福岡市は無し・福祉電話 等貸与事業で対応） （北九州市は無し・聴覚障 がい者用通信装置で対 応）	聴覚又は音声機能若し くは言語機能障がい で、電話では意思疎通 困難
	視覚障がい者用ワードプ ロセッサ（共同利用） （北九州市・福岡市は無し） 点字図書 （福岡市は無し・点字図書 給付事業で対応）	視覚障がい
排泄管理 支援用具	ストーマ装具（ストーマ用 品、洗腸用具） 紙おむつ等（紙おむつ、サ ラシ・ガーゼ等衛生用品） 収尿器	ストーマ造設者 高度の排便機能障がい 者、脳原性運動機能障 がいかつ意思表示困難 者 高度の排尿機能障がい 者
居宅生活 動作補助 用具	住宅改修費 （福岡市は無し・住宅改造 助成事業で対応）	下肢、体幹機能障がい 又は乳幼児期非進行性 脳病変

※情報・通信支援用具とは、障がいのある方向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

## 1.1 身体障がい児（者）、難病患者等の補装具の交付・修理・借受

### 1. 内容

身体障がい児（者）、難病患者等の失われた身体機能を補完し又は代替し、かつ長時間にわたり継続して使用される用具の交付及び修理を行った場合に補装具費を支給する制度。ただし、世帯の中に市町村民税所得割額が4.6万円以上の方がいる場合は公費負担の対象外。補装具種目は表1を参照。

### 2. 費用負担

基本は1割負担。ただし、世帯の所得水準に応じてひと

月当たりの負担に上限を設定。

### 3. 窓 口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター福祉・介護保険課（福岡市）

### 4. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第76条

表1 補装具種目一覧

令和5年4月現在 (単位：円) (税抜)

種目	名称		R4 基準額	耐用 年数 (年)	種目	名称		R4 基準額	耐用 年数 (年)	
義肢(※)			部位・構造により異なる	義手 ～4 義足 ～5	車椅子	普通型		100,000	6	
						リクライニング式普通型		120,000		
ティルト式普通型		148,000								
リクライニング・ティルト式普通型		173,000								
手動リフト式普通型		232,000								
前方大車輪型		100,000								
リクライニング式前方大車輪型		120,000								
片手駆動型		117,000								
リクライニング式片手駆動型		133,600								
レバー駆動型		160,500								
装具(※)			部位・構造により異なる	～3	手押し型A (大車輪のあるもの)		82,700			
					手押し型B (小車輪だけのもの)		81,000			
					リクライニング式手押し型		114,000			
座位保持装置			部位・構造により異なる	3	ティルト式手押し型		128,000			
視覚障がい者安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550	2	リクライニング・ティルト式手押し型		153,000			
		木材	1,650		普通型 (4.5km/h)		314,000			
		軽金属	2,200		5	普通型 (6.0 km/h)		329,000		
	携帯用	グラスファイバー	4,400	2	簡易型	A. 切替式	157,500			
		木材	3,700		B. アシスト式	212,500				
		軽金属	3,550		4	リクライニング式普通型		343,500		
	身体支持併用		3,800	4	電動リクライニング式普通型		444,400			
義眼	レディメイド		17,000	2	電動リフト式普通型		725,100			
	オーダーメイド		82,500		電動ティルト式普通型		582,600			
眼鏡	矯正用	6D 未満	17,600	4	電動リクライニング・ティルト式普通型		1,016,100			
		6D 以上 10D 未満	20,200		座位保持椅子 (児のみ)		24,300	3		
		10D 以上 20D 未満	24,000		起立保持具 (児のみ)		27,400	3		
		20D 以上	24,000		歩行器	六輪型		63,100		
	遮光用	前掛け式	21,500			四輪型 (腰掛つき)		39,600		
		掛けめがね式	30,000			四輪型 (腰掛なし)		39,600		
	コンタクトレンズ		15,400			三輪型		34,000		
	弱視用	掛けめがね式	36,700		二輪型		27,000			
焦点調整式		17,900	固定型		22,000					
補聴器	高度難聴用ポケット型		41,600	5	交互型		30,000			
	高度難聴用耳かけ型		43,900		歩行補助つえ	松葉づえ	木材	A 普通型	3,300	2
	重度難聴用ポケット型		55,800				軽金属	A 普通型	4,000	
	重度難聴用耳かけ型		67,300		カナディアン・クラッチ		8,700	4		
	耳あな (レディメイド)		87,000		ロフストランド・クラッチ		8,700			
	耳あな型 (オーダーメイド)		137,000		多脚つえ		6,600			
	骨導式ポケット型		70,100		ブラットホーム杖		24,000			
	骨導式眼鏡型		120,000		人工内耳用音声信号処理装置修理		30,000	-		
頭部保持具 (児のみ)			7,100	3						
排便補助具 (児のみ)			10,000	2						
重度障害者用意思伝達装置										
	文字等走査入力方式	143,000～ 450,000	5							
	生体現象方式	450,000								

※義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は成長に合わせて4ヶ月～1年6ヶ月の使用年数となっている。

## 1.2 身体障がい者相談員の設置

### 1. 内容

身体障がいのある人のあらゆる相談に応じたり、地域福祉の推進を行うことを目的として、各市町村単位で設置されている。

### 2. 業務

- (1) 身体障がいのある方の地域活動の中核となり、その活動の推進を図る。
- (2) 身体障がいのある方の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行う。
- (3) 身体障がいのある方の更生援護につき関係機関の業務に協力する。
- (4) 身体障がいのある方に対する国民の認識と理解を深めるため関係団体等との連携を図って援護思想の普及に努める。

### 3. 窓口

各市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課・北九州市障害者社会参加推進センター（北九州市）、各区保健福祉センター福祉・介護保険課（福岡市）

### 4. 根拠法令・通知

身体障害者福祉法第12条の3

## 1.3 知的障がい者相談員の設置

### 1. 内容

知的障がいのある人のあらゆる相談に応じたり、本人または保護者への助言指導を行うことを目的として、各市町村単位で設置されている。

### 2. 業務

- (1) 知的障がいのある方の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行う。
- (2) 知的障がいのある方の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡する。
- (3) 上記活動を通して地域住民の理解を深めるとともに、福祉行政の充実に努める。

### 3. 窓口

各市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課・北九州市障害者社会参加推進センター（北九州市）、各区役所保健福祉センター福祉・介護保険課（福岡市）

### 4. 根拠法令・通知

知的障害者福祉法第15条の2

## 1.4 成年後見制度

### 1. 内容

判断能力の不十分な方の残存能力の活用、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の理念に基づき法的権利を守る。

#### (1) 任意後見

判断能力が低下し、日々の暮らしや財産管理が不自由になった場合に備え、その世話や事務を代行す

る後見人を予め指名しておくもの。

#### (2) 法定後見

任意後見の準備がなく、判断能力が失われたときに家族や市町村長等が家庭裁判所に後見人の選任を申し立てるもの。

(表) 法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為	（注2）	民法13条1項所定の行為（注3）（注4）（注5）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）（注1）（注3）（注5）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為（注2）	同上（注3）（注4）（注5）	同上（注3）（注5）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になる。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を権を与える審判をする場合も同じである。

（注2）成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除く。）をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができる。

（注3）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられている。

（注4）家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができる。

（注5）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれる。

### 2. 手続窓口

- (1) 任意後見 公証役場
- (2) 法定後見 家庭裁判所
- 3. 根拠法令  
民法7条～21条

## 15 日常生活自立支援事業

### 1. 内容

- (1) 福祉サービスの利用援助  
福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受ける。

福祉サービスの情報提供、助言、利用する(やめる)ための手続きの援助(同行または代行による援助)を行う。福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決のための制度を利用する手続きの援助を行う。

- (2) 日常的金銭管理サービス  
年金の受領、医療費や税金、保険料、公共料金の支払いや預貯金の出し入れの援助を行う。
- (3) 書類等預かりサービス  
大切な書類や印鑑、証書等を安全に預かる(年金手帳・証書・預貯金通帳・印鑑等)。

### 2. 対象

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なため、契約などの判断が不安な方や、お金の管理に困っている方

### 3. 費用負担(北九州市・福岡市は異なる)

- (1) 相談や支援計画の作成は無料。
- (2) 援助を受ける場合(1回あたり)
 

1時間まで	1,000円
1時間を超えて1時間30分まで	1,350円
1時間30分を超えて2時間まで	1,700円
2時間を超えて2時間30分まで	2,050円
2時間30分を超えて3時間まで	2,400円
3時間を超えた場合	2,750円

 但し、生活保護を受けている人はすべて無料。

※北九州市・福岡市にお住まいの方は窓口へお問い合わせください。

### (3) 書類等預かりサービス(北九州市・福岡市は異なる)

ア 日常的金銭管理にかかる書類等(預貯金通帳、銀行印)をお住まいの市町村社会福祉協議会で預かる場合、月350円(年4,200円)  
※50万円以内の預貯金通帳に限る。

イ 上記以外の書類等(年金証書、権利書、契約書、実印)を市町村社会福祉協議会が契約した貸金庫等で預かる場合、月250円(年3,000円)

※500万円以内の預貯金通帳に限る。

但し、生活保護を受けている人はすべて無料。

※北九州市・福岡市にお住まいの方は窓口へお問い合わせください。

- 4. 窓口  
お住まいの市町村社会福祉協議会
- 5. 根拠法令・通知  
社会福祉法第81条、日常生活自立支援事業の実施について(厚生労働省・援護局長通知)

## 16 福祉サービスに関する苦情解決事業

### 1. 内容

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、助言、相談、調査及びあっせんを行う。

### 2. 対象

福祉サービス利用者、その家族、契約内容を把握されている方等。

### 3. 窓口

福岡県運営適正化委員会 事務局  
〒816-0804  
春日市原町3丁目1番地7クローバープラザ6階(西棟)  
TEL 092-915-3511  
FAX 092-584-3790

### 4. 根拠法令・通知

社会福祉法第83条

## 17 「障がい者110番」運営事業

### 1. 内容

障がいのある人及びその家族が抱える日常生活上の不安や悩み、福祉、保健、医療、法律問題など各種の心配ごと等の相談に応じる。

### 2. 業務

- ①福岡県障がい者110番  
土日・祝日・年末年始・お盆は休みです。

相談の種類	相談内容等		
	相談員	相談日	相談時間
一般相談	一般相談		
	相談員	月～金	9:00～17:00
専門相談	法律相談		
	弁護士	水(第2・第4)	13:00～15:00
	年金相談		
	社会保険労務士	金(第1・第3)	13:00～15:00

②

相談の種類	相談日	受付時間
	備考	
一般相談	月～金 第1・第3土曜	9:00～17:00 9:00～12:00
	専任相談員が対応。	
定期相談	第1水曜	精神保健福祉相談員が対応。(要予約)
	第2・4 木曜	弁護士が対応。(要予約)
専門相談	弁護士、ソーシャルワーカー等により編成された相談チームが対応。	

3. 窓口

①公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会

福岡県障害者社会参加推進センター

〒816-0804

春日市原町3-1-7クローバープラザ内

TEL・FAX 092-584-6110

②社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会

(福岡市に在住の方)

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39市民福祉プラザ4階

TEL 092-738-0010

FAX 092-791-7687

4. 根拠法令・通知

地域生活支援事業等の実施について(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

18 障がい者差別解消専門相談

1. 内容

障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談に応じる。

2. 窓口

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3143

(月曜～金曜 9:00～17:00)

FAX 092-643-3304

E-mail [sabetsukaisyo@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:sabetsukaisyo@pref.fukuoka.lg.jp)

3. 根拠法令・通知

福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例第13条第1項及び第14条

19 母子父子寡婦福祉資金の貸付

1. 内容

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立と生活意欲の助長、併せてその扶養している児童の福祉の増進を図るため必要な資金の貸付を行う制度。

2. 対象

母子家庭、父子家庭、寡婦及び母子父子福祉団体

3. 窓口

各保健福祉(環境)事務所、各市福祉事務所、各区役所保健福祉課(北九州市)、各区保健福祉センター子育て支援課(福岡市)

資金の種類	貸付限度 (円以内)	据置期間	償還期限 (以内)
事業開始資金			
個人	3,260,000	1年	7年
母子父子福祉団体	4,890,000		
事業継続資金			
個人	1,630,000	6か月	7年
母子父子福祉団体	1,630,000		
技能習得資金			
月 68,000 自動車運転免許取得 1回 460,000		技能習得後 1年	20年
修業資金			
月 68,000 特別 460,000		技能習得後 1年	20年
生活資金			
技能習得期間中 月 141,000		技能習得後 6か月	技能習得の場合 20年
生活資金			
その他の期間 月 108,000		医療又は介護を受ける期間後 6か月	医療介護の場合 5年
但し、父又は母が生計中心者でない場合 月 72,000		貸付終了後6か月	失業の場合 5年 生活安定の場合 8年
生活資金			
児童扶養手当の支給が開始されるまでの期間		6か月	10年
月 児童扶養手当に準拠した金額の範囲内			
住宅資金			
1,500,000 特別の場合 2,000,000		6か月	6年 (特別7年)
転宅資金			
1回につき 260,000		6か月	3年



資金の種類	貸付限度 (円以内)	据置期間	償還期限 (以内)
<b>修学資金</b>			
高校・専修学校(高等課程) 国公立 月 27,000 私立 月 45,000 (自宅外通学の場合) 国公立 月 34,500 私立 月 52,500 大学 国公立 月 71,000 私立 月 108,500 (自宅外通学の場合) 国公立 月 108,500 私立 月 146,000 短大 国公立 月 67,500 私立 月 93,500 (自宅外通学の場合) 国公立 月 96,500 私立 月 131,000 専修学校(専門課程) 国公立 月 67,500 私立 月 89,000 (自宅外通学の場合) 国公立 月 78,000 私立 月 126,500 大学院 修士課程 月 132,000 博士課程 月 183,000 高等専門学校 国公立 月 31,500 (4・5年生 月 67,500) 私立 月 48,000 (4・5年生 月 98,500) (自宅外通学の場合) 国公立 月 33,750 (4・5年生 月 76,500) 私立 月 52,500 (4・5年生 月 115,000) 専修学校(一般課程) 月 52,500	卒業または資格喪失後 6か月	20年 (専修学校一般課程は5年)	
<b>就職支度資金</b>			
自動車購入	105,000	1年	6年

	340,000		
<b>就学支度資金</b>			
高校・専修学校(高等課程) 国公立 150,000 私立 410,000 (自宅外通学の場合) 国公立 160,000 私立 420,000 大学・短大・高等専門学校 ・専修学校(専門課程) 国公立 410,000 私立 580,000 (自宅外通学の場合) 国公立 420,000 私立 590,000 大学院 国公立 380,000 私立 590,000 専修学校(一般課程) 150,000 (自宅外通学の場合) 160,000 修業施設・各種学校 272,000 (自宅外通学の場合) 282,000 小学校 64,300 中学校 81,000	卒業後 6か月	20年 (専修学校一般課程及び修業施設・各種学校は5年)	
<b>医療介護資金</b>			
340,000 特別の場合 480,000 介護に係る貸付 500,000	医療(介護)を受ける期間終了後6か月	5年	
<b>結婚資金</b>			
	310,000	6か月	5年

※修業資金、修学資金、就職支度資金(配偶者のいない者が扶養している子に係るもの)、就学支度資金については、保証人の有無にかかわらず無利子。その他の資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年 1.0%の有利子となる。詳細については、お住まいの貸付担当窓口へお問い合わせください。

#### 4. 根拠法令・通知

母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、31条の6、32条

## 20 戦傷病者の補装具の支給及び修理

### 1. 内容

戦傷病者手帳に記載されている障がいについて、必要な補装具の支給又は修理を無料で行う制度。

### 2. 対象

戦傷病者手帳の交付を受けた者

### 3. 窓口

福岡県福祉労働部保護・援護課

### 4. 根拠法令・通知

戦傷病者特別援護法第9条、第21条

## 21 戦傷病者相談員

### 1. 内容

戦傷病者のあらゆる相談に応じたり、戦傷病者の福祉の増進を図ることを目的として設置。

### 2. 窓口

福岡県福祉労働部保護・援護課

### 3. 根拠法令・通知

戦傷病者特別援護法第8条の2

## 22 福岡県高次脳機能障がい支援事業

### 1. 内容

高次脳機能障がいは、事故などによる外傷性脳損傷や、脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血などの脳血管障がいなどが原因となり生じることから、高次脳機能障がいの方は外見からはわかりにくいため、ご本人やご家族は周囲の理解を得られずに、大きな負担を抱えている場合も少なくない。

これに対応するため、県内4か所の支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、相談を行う。

### 2. 対象

高次脳機能障がい者や家族の方

### 3. 相談窓口

◇専門相談ホットライン

福岡県障がい者リハビリテーションセンター内

TEL 092-944-2011

相談時間 9:00~12:00

13:00~17:00

※土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く毎日

◇家族支援相談会（月1回開催）

開催場所：下記のいずれかで開催

・福岡県障がい者リハビリテーションセンター

・クローバープラザ

※専門相談ホットラインで予約できます。

◇各市町村窓口

【支援拠点機関】

相談されるときは「高次脳機能障がい」について相談と伝えてください。

○福岡県障がい者リハビリテーションセンター

〒811-3113

古賀市千鳥3丁目1番1号

TEL 092-944-1041

URL

<http://www.fukuoka-rehacenter.or.jp>

○福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター）

高次脳機能障がい支援センター

〒810-0072

福岡市中央区長浜1丁目2番8号

TEL 092-406-2455

URL <http://www.fc-jigyoudan.org/kojino>

○産業医科大学病院

〒807-8556

北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号

TEL 093-603-1611

URL <http://www.uoeh-u.ac.jp/hospital.html>

○久留米大学病院

〒830-0011

久留米市旭町67番地

TEL 0942-35-3311

URL <http://www.hosp.kurume-u.ac.jp>

### 4. 根拠法令

- ・地域生活支援事業等の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について（平成19年5月25日障発第0525001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

## 23 福岡県難病相談支援センター事業

### 1 福岡県難病ネットワーク

#### (1) 内容

- ・地域の病院・在宅サービス、関係機関や保健所との連携
- ・難病医療従事者向け研修会の開催
- ・レスパイト入院、コミュニケーション等を中心とした療養生活に関する相談対応

#### (2) 対象

難病患者と家族の方、難病医療従事者

#### (3) 相談窓口

福岡県難病相談支援センター

〒812-8582

福岡市東区馬出3-1-1

九州大学病院北棟2階

TEL 092-643-1379

FAX 092-643-1389

URL <https://www.fnanbyou-c.org/>

## 2 難病相談支援センター

### (1) 内容

- ・各種相談事業（電話、面接、メールなどによる）
- ・地域交流会等の（自主）活動に関する支援
- ・公共職業安定所等関係機関と連携した就労支援
- ・難病に関する情報提供
- ・講演会・研修会の開催

### (2) 対象

難病患者や家族の方

### (3) 相談窓口

○福岡県難病相談支援センター／福岡市難病相談支援センター

〒812-8582

福岡市東区馬出3-1-1

九州大学病院北棟2階

TEL 092-643-8292

FAX 092-643-1389

URL <https://www.fnanbyou-c.org/>

○福岡県難病相談支援センター（北九州センター）

〒802-8560

北九州市小倉北区馬借1-7-1

北九州市総合保健福祉センター6階

（北九州市難病相談支援センター内）

TEL 093-522-6641

○北九州市難病相談支援センター

〒802-8560

北九州市小倉北区馬借1-7-1

北九州市総合保健福祉センター6階

TEL 093-522-8761

FAX 093-533-6356

※県内の各保健所でも難病に関する各種ご相談に対応しています（北九州市在住の方は北九州市難病相談支援センターへご相談ください）。

## 3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

### (1) 内容

- ・各種相談事業
- ・患児家族交流会・講演会等の紹介
- ・就園、就学、進学、就労相談・支援
- ・関係機関（病院、学校等）との連絡調整

### (2) 対象

小児慢性特定疾病患児と家族の方

### (3) 相談窓口

福岡県難病相談支援センター

〒812-8582

福岡市東区馬出3-1-1

九州大学病院北棟2階

TEL 092-643-8292

FAX 092-643-1389

URL <https://www.fnanbyou-c.org/>

## 2.4 医療的ケア児支援センター運営事業

### 1. 内容

日常的に医療的なケアを必要とするお子さんとご家族が、地域、ご自宅で安心して生活できるよう、不安や悩みなどをお聞きし、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と連携した支援を行う。

### 2. 対象

医療的ケア児支援法第14条第1項第1号の規定による医療的ケア児及びその家族、その他関係者

### 3. 窓口

福岡県医療的ケア児支援センター

〒811-0119

糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目2-1（福岡県こども療育センター新光園内）

TEL 092-692-1601

FAX 092-962-3113

メール [ikeaji-sc@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:ikeaji-sc@pref.fukuoka.lg.jp)

### 4. 根拠法令・通知

医療的ケア児支援法第14条

## 2.5 ヘルプマーク・ヘルプカード

### 1. 内容

目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる『ヘルプマーク・ヘルプカード』を配布。

（詳細：県ホームページ）



ご存知ですか？『ヘルプマーク・ヘルプカード』一  
ぜひ、あなたの思いやりを行動に—

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/helpcard.html>

### 2. 対象

障がいのある人、認知症のある人、難病の人、妊娠している人など、周囲の方の配慮が必要な人

### 3. 窓口

県障がい福祉課、各市町村障がい福祉担当課等

### 4. お問い合わせ

福岡県福祉労働部障がい福祉課

TEL 092-643-3264

FAX 092-643-3304

## 26 福岡県福祉情報センター事業

### 1. 業務内容

障がい者やその家族及び相談機関等に、障がい者が日常的に直面する諸問題を解決するために役立つ情報の提供や相談窓口を案内する。

### 2. 開館時間

火曜日～日曜日、第4月曜日 9:00～17:00

※月曜日が祝日の場合は翌日が休館日

### 3. 窓 口

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

施設・人材・研修部 福祉人材センター

〒816-0804

春日市原町3-1-7クローバープラザ2階

TEL 092-584-3330

FAX 092-584-3319

メール vo-info@fuku-shakyo.jp

URL <https://www.fuku-shakyo.jp/fukujyoho-center/>